

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月十二日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第十九号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成三年十月奈良県規則
第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「様式」の下に「。以下「許可証」という。」を加え、同条第二項中
「様式」の下に「。以下「認定証」という。」を加え、同条第三項中「食鳥処理事業許
可証又は確認規程認定証」を「許可証又は認定証」に改める。

第四条を第六条とし、第三条の次に次の二条を加える。

（許可証の書換え交付等）

第四条 食鳥処理業者又は認定小規模食鳥処理業者は、許可証又は認定証の記載事項に
変更を生じたときは、速やかに、許可証又は認定証の書換えを受けなければならない。

2 前項の規定による書換えの申請をしようとする者は、食鳥処理事業許可証書換え交
付申請書（第十六号様式）又は確認規程認定証書換え交付申請書（第十七号様式）に
許可証又は認定証を添えて、知事に提出しなければならない。

（許可証の再交付等）

第五条 食鳥処理業者又は認定小規模食鳥処理業者は、許可証又は認定証を破り、汚し、
又は失ったときは、許可証又は認定証の再交付を受けなければならない。

2 前項の規定による再交付の申請をしようとする者は、食鳥処理事業許可証再交付申
請書（第十八号様式）又は確認規程認定証再交付申請書（第十九号様式）に破り、又
は汚した許可証又は認定証を添えて、知事に提出しなければならない。

3 第一項の規定により許可証又は認定証の再交付を受けた者は、失った許可証又は認
定証を発見したときは、直ちに、これを知事に返納しなければならない。

第三号様式中

食鳥処理場の名称及 び所在地	
-------------------	--

食鳥処理場の名称及び所在地	
食鳥処理事業の許可年月日及び許可番号	

を

--

に

--

変更の理由	
変更の理由	
変更年月日	

を

--

に 「許可証」を「許可証の写し」に改める。

--

第四号様式を次のように改める。

第4号様式（第2条関係）

その1（譲渡の場合）

食鳥処理業承継届

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住所（法人の場合は、主な事務所の所在地）

氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） -

食鳥処理業者の地位を譲渡により承継したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

食鳥処理場の名称及び所在地	
食鳥処理事業の許可年月日及び許可番号	
譲渡した者の住所（法人の場合は、主な事務所の所在地）	
譲渡した者の氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）	
譲渡の年月日	

添付書類

- (1) 地位を承継した事実を証する書面
- (2) 食鳥処理事業許可証の写し
- (3) 法人の場合は、登記事項証明書

その2（相続の場合）

食鳥処理業承継届

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 住所

氏名

電話（ ）

被相続人との続柄

食鳥処理業者の地位を相続により承継したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

食鳥処理場の名称及び所在地	
食鳥処理事業の許可年月日及び許可番号	
被相続人の住所	
被相続人の氏名	
相続開始年月日	

添付書類

- (1) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- (3) 食鳥処理事業許可証の写し

その3 (合併の場合)

食鳥処理業承継届

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

電話 ()

食鳥処理業者の地位を合併により承継したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

食鳥処理場の名称及び所在地		
食鳥処理事業の許可年月日及び許可番号		
合併により消滅した法人	名称	
	主たる事務所の所在地	
	代表者の氏名	
	名称	
	主たる事務所の所在地	
	代表者の氏名	
合併の年月日		

添付書類

- (1) 食鳥処理事業許可証の写し
- (2) 登記事項証明書

その4 (分割の場合)

食鳥処理業承継届

年 月 日

奈良県知事 殿

届出者 主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

電話 ()

食鳥処理業者の地位を分割により承継したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第7条第2項の規定により届け出ます。

食鳥処理場の名称及び所在地		
食鳥処理事業の許可年月日及び許可番号		
分割前の法人	名称	
	主たる事務所の所在地	
	代表者の氏名	
分割の年月日		

添付書類

- (1) 食鳥処理事業許可証の写し
- (2) 分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

第十五号様式の次に次の四様式を加える。

第16号様式（第4条関係）

食鳥処理事業許可証書換え交付申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 住所（法人の場合は、主な事務所の所在地）

氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） —

食鳥処理事業許可証の記載事項に変更がありましたので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

食鳥処理場の名称及び所在地		
食鳥処理事業の許可年月日及び許可番号		
変更事項		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更年月日		

添付書類

食鳥処理事業許可証

提示書類

変更の事実を証する書面

第17号様式（第4条関係）

確認規程認定証書換え交付申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 住所（法人の場合は、主な事務所の所在地）

氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） —

確認規程認定証の記載事項に変更がありましたので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

食鳥処理場の名称及び所在地		
確認規程の認定年月日及び認定番号		
変更事項		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更年月日		

添付書類

確認規程認定証

提示書類

変更の事実を証する書面

第18号様式（第5条関係）

食鳥処理事業許可証再交付申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 住所（法人の場合は、主な事務所の所在地）

氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） —

食鳥処理事業許可証を破り、汚し、又は失いましたので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

食鳥処理場の名称及び所在地	
食鳥処理事業の許可年月日及び許可番号	
再交付申請の理由	

注 破り、又は汚した場合は、食鳥処理事業許可証を添付してください。

第19号様式（第5条関係）

確認規程認定証再交付申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 住所（法人の場合は、主な事務所の所在地）

氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） —

確認規程認定証を破り、汚し、又は失いましたので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

食鳥処理場の名称及び所在地	
確認規程の認定年月日及び認定番号	
再交付申請の理由	

注 破り、又は汚した場合は、確認規程認定証を添付してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の規定により提出されている書類は、この規則による改正後の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の相当規定により提出されたものとみなす。